

# 違反対象物公表制度

建物を利用しようとする方がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、「**重大な消防法令違反**」のある建物をホームページで公表する制度です。  
不特定多数の者が出入りする建物が対象となります。

## 違反公表制度の対象となる設備

消防法令に違反して次の設備が設置されていない建物を公表します。



○屋内消火栓設備  
(火災の初期消火に有効です。)



○スプリンクラー設備



○自動火災報知設備  
(火災の早期発見に有効です。)

## 公表の内容

※建物の名称・所在地・違反の内容を公表(令和2年4月1日から運用)

## 公表の流れ

立入検査の実施 → 立入検査結果の通知 → 公表する旨を通知 → 公表

## 建物の関係者の方へ

重大な消防法令違反の大半が無届の増築や接続です！！

建物の増改築、用途変更等を計画する際は、事前に相談しましょう。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部

お問合せは消防本部予防課まで ☎0470-80-0132